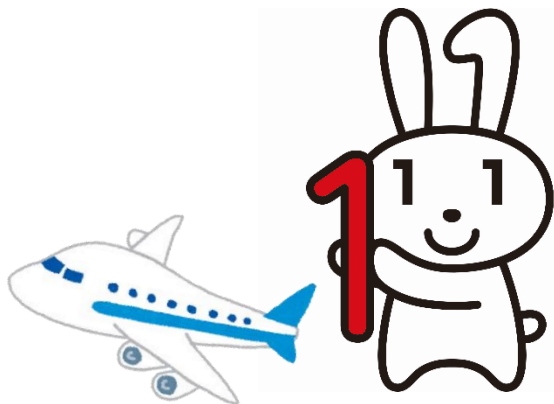


## 国外転出予定日の前日までに 必ずマイナンバーカードの継続利用手続きを行ってください！



～国外転出された方ももっと便利に！マイナンバーカード～

再度国内転入された際の再申請が不要！  
一時帰国時の国内手続きに！  
国外でもマイナポータルにアクセスできる！  
その他オンラインでの本人確認に！  
\*対応サービスは順次拡大予定です



詳しくはこちらを  
ご確認ください

### ～お手続きの方法～

- (1) 国外転出届を提出する際にあわせてマイナンバーカードを提示してください
- (2) マイナンバーカードの国外継続利用手続き及び電子証明書の更新を行います

※必ず、国外転出予定日の前日までに手続きをしてください

※国外転出予定日から90日以内にマイナンバーカードの継続利用手続きまたはマイナンバーカード再申請の手続きをしてください(90日以内であれば、無料で再申請ができます/旧カード要返納)

※法定代理人又は本人と同一世帯の方も手続きが可能です  
同一世帯の方が手続きをされる場合は、委任状及び暗証番号を記載したもの(封筒に封入・封緘)を提出してください(電子証明書を更新する場合)



## 国外転出された方もマイナンバーカードを申請できるようになりました！

※平成27年10月以降に日本に住民票を置いたことがある方で、日本国籍の方のみに限ります。



～もっと便利に！ 国外転出者向けマイナンバーカード～

一時帰国時の国内手続きに！  
国外でもマイナポータルにアクセスできる！

その他オンラインでの本人確認に！

\*対応サービスは順次拡大予定です

～お手続きの方法～

- (1) 個人番号カード交付申請書及び暗証番号設定依頼書を来庁又は郵送にて提出  
(提出先) 在外公館・本籍地市区町村・本籍地以外の市区町村(一時帰国時の滞在先など)のいずれか
- (2) マイナンバーカードが出来上がりましたら、メールにてお知らせいたします
- (3) 受け取り希望場所にてマイナンバーカードをお受け取りください  
※申請の際に受け取り希望場所を指定していただけます  
(在外公館・本籍地市区町村・一時帰国時滞在の市区町村など)  
※国外転出者向けマイナンバーカードは戸籍の附票情報に基づいて作成されるため、  
申請者が本籍地市区町村を把握している必要がございます  
※マイナンバーカードの申請から受け取りまでは、2～3か月ほどかかります  
(国ごとに郵便事情も異なりますので、さらに時間を要する可能性があります)



詳しくはこちらを  
ご確認ください